

の韓国進出は国家の主導と支援とによっていつそう推進されていくのである(→本章・注5参照)。

【注2】潜水器漁業は、船上に空気を補給する器具を備え、海中の潜水者に船上からホース(空気管)を使って空気を補給しながら行なう潜水漁のことで、主にナマコやアワビ、サザエ、テングサなど比較的浅い海底に棲息する魚介類や海藻類を採った。これは従来のアマ(海士、海女)による素潜り漁や小舟を使った見突漁などに比べ格段に漁獲効率がよいが、それだけに乱獲から資源の枯渇を招きやすく、潜水器漁業者が進出した朝鮮各地で漁業権をめぐる日韓漁民の紛争が多発した(同種の紛争は日本国内でも起きていた)。

【注3】当時の極東地域のロシア海軍(太平洋艦隊)は中国・遼東半島の旅順(ロシアの租借地)とロシア・沿海州のウラジオストクの両港を基地にしており、日本から対馬を経て韓国・中国大陸に向かおうとする日本軍の動きを牽制する配置になっていた。したがって旅順港の手前に広がる黄海とウラジオストク港のある日本海とは日露戦争となった場合海戦が行なわれる海域と想定されており、海軍ではこの海域について早くから戦争の準備を進め作戦を構想していたのである。

たとえば水路部による測量実績と海図の作成の一覧表を見ると、日清・日露の戦間期には、日清戦争で植民地とした台湾のほかには韓国沿岸各地や対馬、舞鶴、五島列島など日本海から東シナ海にかけての海域の測量に精力が注がれていたことがわかる(『日本水路誌』、p.102~104)。

また特に日本海域では、日露戦争開戦の前年にロシア艦隊との海戦を想定した日本の連合艦隊による大規模な海上演習が実施されている(1903年3月~4月)。この演習では、対馬島を扇の要とし朝鮮からウルルン島、リアンコールド岩、隠岐諸島を経て本州までを結ぶ線を扇端として描かれる扇形の日本海海域と朝鮮海峡において演習が行われ、哨戒・索敵の実戦的訓練、敵艦隊を発見した場合の艦隊運動(戦法)の考究、連合艦隊を構成する各艦の運動性能の実戦的確認、さらには指揮官の資質の見極めまでが総合的に行われた(参照:島田謹二『ロシア戦争前夜の秋山真之』第12章)。そして実際にもほぼ同じ海域で、ヨーロッパから回航してきたロシアのバルチック艦隊と連合艦隊による「日本海海戦」が行なわれ日本が勝利したのである(1905年5月)。

【注4】「竹島」が初めて『日本水路誌』に記載された際の記事全文を引用しておこう(1907年6月刊)。

「竹島(Liancourt rocks)ノ北緯三七度九分三〇秒、東經一三一一度五五分、即チ隠岐列島ノ北西約八十哩ニ位セル群嶋ニシテ周回約二哩、東西ノ二嶋ト数岩トヨリ成ル。〇該二嶋ハ殆ト不毛ノ禿岩ニシテ、四周懸崖ヲ成シ鳥糞ニ蔽ハレテ白色ヲ呈ス。其間ニ一ノ狭水道アリ。幅約百二十碼乃至百八十碼、長三百六十碼、水深五尋ヨリ浅ク、数個ノ岩嶋暗岩横ハル。〇該二嶋ノ周囲ニ碁列セル岩嶋ハ概子扁平ニシテ、僅ニ水面ニ露出ス。西嶋ハ高約四一〇呎ニシテ尖峯ヲ成シ、東嶋ハ較ヤ低クシテ平頂ナリ。〇此群嶋ハ周囲ト陡界ナルカ如シ。然レトモ其位置、函館ニ向テ日本海ヲ北上スル船舶ノ航路ニ近キヲ以テ、夜間ニ在テハ、時トシテ危険ナルコトアリ。此群嶋ハ毎年六、七月頃海豹ノ為メ、本邦漁夫ノ渡来スル所ニシテ、明治三十八年島根県ノ所管ニ編入セラレタリ」(『日本水路誌』第4巻:第1改版p.372。ルビ、句読点、下線は引用者)

一方『朝鮮水路誌』の3種の版(1894年、1899年[第2版]、1907年[第2改版])を比較すると、前2つの版では「リアンコールド列岩」、3番目の版では「竹島(Liancourt rocks)」

という項目名で記事が掲載されている。ただ上掲の『日本水路誌』の「竹島」にあった下線部の2行、すなわち1905年に島根県に編入された旨の記述は、日本領土編入後に出された『朝鮮水路誌』(第2改版・1907年)の方には書かれていない。そのため『朝鮮水路誌』を見ているだけでは、この島が日本領土に編入されたという事実を知ることはできない。また項目名の島名が「竹島」に変更された理由も書かれていないため、これ以前の版と比較しなければ島名が変わったこと自体もわからない。

なお『朝鮮水路誌』は、「韓国併合」(1910年)後は『日本水路誌』の中に組み込まれてその第6巻「朝鮮全岸」(1911年)となり、さらに同第10巻(1920年)に移され、その後『日本水路誌』から分離されて『朝鮮沿岸水路誌』(1930年)に改称されるなど書名の変更と内容の改訂を重ねられていった。「竹島」はそれらのいずれの版においても「鬱陵島」に続いて(その後)項目が立てられているが、どの版を見ても日本領に編入されたことは書かれていない。

【注5】「韓海通漁」とは、明治時代に日本の漁民が朝鮮沿岸水域に季節的に出漁した出稼ぎ型漁業のことで、漁期が終われば日本に帰国する形態をとった。韓海通漁の背景には、明治時代になって日本の漁村人口が増加したことや政府が進めた漁業政策(1886年:漁業組合準則、1902年:漁業法等)の影響により乱獲・競争がひき起こされて日本の沿岸漁業の資源が枯渇したという事情があった。そこで困窮した零細漁民たちは、日本海・東シナ海での遠洋トロール漁や樺太・オホーツク海沿岸でのサケ・マス漁(北洋漁業)、近代捕鯨などに漁船員として雇われて働くようになったり、韓海通漁の場合のように自分たちで船を操って外国の沿岸水域に出漁したりしたのである。

こうして始まった韓国沿岸水域への韓海通漁には、不漁や荒天による無収入状態、破船による損害や命の危険など多くのリスクが伴い、資本力のない出漁漁民の生活は厳しく荒々しいものになりがちであった。そのうえ出漁した日本漁船と朝鮮現地の漁民との衝突や日本漁船同士の紛争が多発し、しばしば日韓両国の外交問題にもなった(日本漁船の違法操業や漁場・漁業権をめぐる多発した日韓漁民同士の衝突・紛争、また漁船員の飲酒、乱暴暴行、婦女子への非行等の実態については、とりあえず羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻、p.110~125、および榊原興作(→下②参照)「韓国沿海漁業視察復命書」の内「韓海通漁上の要領」「韓海出漁者の心得」(『福岡県水試報告』第8号所収、p.93~104)、吉田敬市『朝鮮水産開発史』、p.242~244を参照)。

②農商務省の牧村真水産局長らによる韓国沿岸漁業の視察について:往路は、1899(明治32)年6月12日に下関を出発し、釜山・木浦・仁川を経て6月25日ソウルに入った。帰路は30日にソウルを出発し、往路の逆コースをとって釜山に至り、それから元山方面をも視察して釜山に戻った後長崎を経由して7月21日福岡に帰着した(参照:吉田敬市『朝鮮水産開発史』第5章)。なおこの視察には法制局参事官・鹿子木小五郎、福岡県水産試験場長・榊原興作、農商務省属・大原庄太郎、広島県技手・白石増治など関係官庁の役人のほかに漁業関係者も多数同行していた。

③『韓海通漁指針』(1903年刊)は朝鮮沿岸水域での現地調査にもとづいて書かれた同水域の漁業関係者向け実用書で、通漁の諸規則(関係法令)の解説を始めとして通漁組合連合会、沿岸地理、海理・気象、重要水産物、通漁の状勢、重要漁業の状勢などの内容を収めている。

また『最新韓国実業指針』(1904年刊、1905年訂正改版)は、朝鮮半島へ渡ってひと稼ぎしようとする人々を対象にした韓国の産業分野全般にわたる実践的ノウハウを満載したビジネスガイ

ドブックである。その内容は、韓国の地理、諸産業の概説、交通・運輸事情、通貨・金融の諸情報、関係法令さらに運賃・人足賃や倉敷料等にまで及ぶ。また本書には山座の他に加藤増雄（韓国農商工部顧問。→第7章・注6参照）、戸水寛人（東京帝大教授。日露戦争時に強硬な主戦論を唱えた）、小川平吉（衆議院議員。日露講和条約反対運動を指導）なども序文を寄せている。

以下、参考までに上の2著のヤンコ島（竹島＝独島）に関する記述を引用しておこう。

「ヤンコ島 鬱陵島より東南の方約三十里、我が隠岐国を西北に距ること殆んど同里数の海中に於て、無人の一島あり、晴天の際鬱陵島山峰の高所より之れを望むを得べし、韓人及び本邦漁人は之れをヤンコと呼び、長さ殆んど十余町、沿岸の屈曲極めて多く、漁船を泊し風浪を避くるに宜し、然れども薪材及び飲料水を得るは頗る困難にして、地上数尺の間は之れを穿ても容易に水を得ずと云ふ、此島には海馬非常に棲息し、・（以下、本稿 p.81 の引用部分に続く）」（上の引用は、葛生修亮『韓海通漁指針』の p.123、「第3章沿岸地理（4）江原道／鬱陵島／ヤンコ島」の前半部分。下線〔実際は傍線〕は原文のまま）。

「ヤンコ島 鬱陵島及我隠岐島の間三十里の海上にあり、全島居民なし、沿岸碇泊に便なれども薪材及飲料水を得難し、近海鮑、海鼠、石花菜等を産し、又鱸の棲息饒多なれども海馬の群れに妨げられ漁獲好果を得ずと云ふ」（岩永重華『最新韓国実業指針』。上の引用は、1905年訂正改版の p.294、「第13章水産第2節重要な沿岸漁業地／江原道／ヤンコ島」の全文）

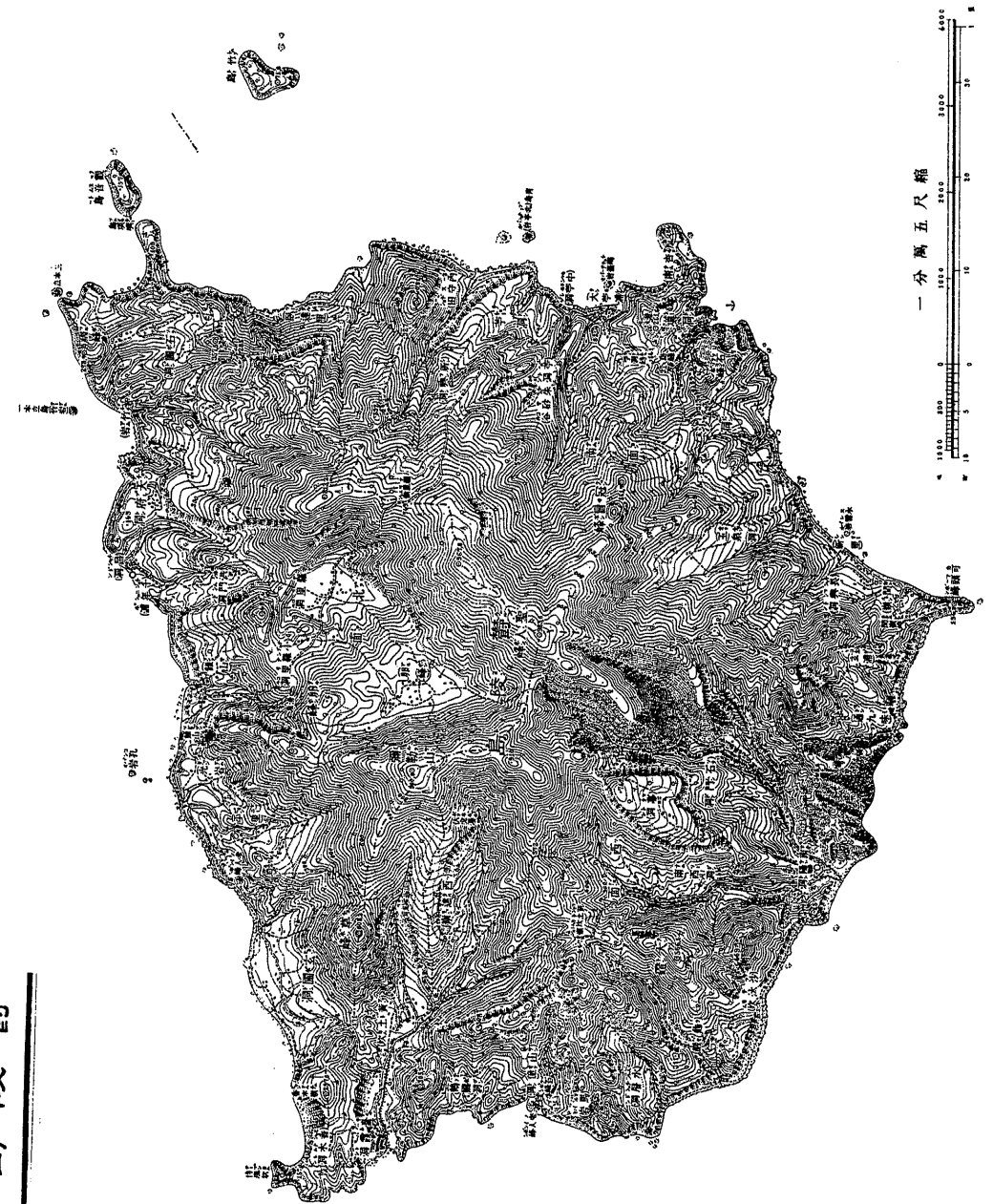
【注6】鬱島郡設置勅令にある「石島」を観音島に当てる説について、若干私見を述べておきたい。

「鬱陵島」の地形図（縮尺：5万分の1、朝鮮総督府臨時土地調査局・陸地測量部、1918年発行→次ページの地図参照）1枚だけを見るならば、同島の周りに描かれている島や岩のうちで島らしい大きさに見えるのは竹島と観音島の2島だけである。そのうち竹島はウルルン島・臥達里の東方の沖合約2キロメートルに浮ぶ小島だが、観音島はその竹島の北西方向に位置する、ウルルン島本島に極めて近接した小島である（地形図上の計測では本島から狭い水道を挟んで100メートルくらいしか離れていない）。また『水路誌』の「鬱陵島」の項には、どの版にも「竹島」は説明されているが「観音島」の方は島名すらほとんど書かれておらず、『朝鮮沿岸水路誌』第1巻（1933年改版）に「観音島（鼠項島）（高サ108米）ノ北東方約1.1湍ニ双頂礁アリ」（p.87）と見える程度である。

この2島については、外務省通商局の「韓国鬱陵島事情」（『通商彙纂』第234号付録所収：1902年刊）に「テツセミ島ハ臥達里ノ前洋ニ在リ本邦人之ヲ竹島ト俗称ス・・、又亭石浦ノ海上ニ双燭石及島牧ノ島嶼アリ・本邦人之ヲ観音島ト称シ其岬ヲ観音崎ト云ヒ其間ヲ観音ノ瀬戸ト呼ベリ」（同誌、p.43。ルビと下線は引用者）とあり、上の地形図にある2つの島名は日本人が命名したものであって、ウルルン島現地においては元来別の呼称＝地名が使われていたことがわかる。

そのうち竹島に当たる「テツセミ」の名の由来は、朝鮮語で「竹の島」の意味となる「竹島（または嶼）」という発音に近いことから類推して、日本人による命名と同じく同島に竹が繁茂していることにちなんで付けられた名前のようなのである。他方観音島に当たる「島牧」については、この書き方の他にその20年前の文献に「島頂／島項」と書かれており（李奎遠「鬱陵島検察日記／同・啓本草」（1882〔高宗19〕年：大韓公論社『独島』所収、p.134、145）、また「島牧」の少し後には「鼠項島」と表記する文献も知られている（『韓国水産誌』第2輯、p.707、1910年刊。こ

【図7】地形図「鬱陵島」（ここでは縮尺5万分の1の地形図をB5判の判型に縮小してある。これは朝鮮総督府と陸地測量部により1917年に測図され1918年に発行されたもの）



鬱陵島

の水産誌は韓国政府名義の刊行物だが、執筆者は韓国政府や当時の統監府に雇われていた日本人技手たちであり全編が日本語で書かれている。なおこの『韓国水産誌』の挿入地図「鬱陵島全図」では観音島の名前が「鼠頂島」となっており、また前の李奎遠「鬱陵島検察日記」では「島頂」と書かれているが、ここではどちらの「頂」も「項」の誤記または誤植と判断して考察を進める。

ところでこれら「観音島」の3種類の漢字表記は、この島が日本人による命名とはまったく無関係の、現地独自の呼称＝地名を持った島だったことを示唆している。そこで次に3種類の漢字表記を手がかりに、観音島の漢字表記される以前の呼称＝地名の起源について検討しておきたい。

まず「島頂」「鼠頂島」の「頂」という漢字について。この漢字の意味（いわゆる訓読み）は「うなじ（首の後ろ）」であるが、朝鮮語では首のことを「モク：号」という。朝鮮語辞典でこの語を引くと①首（頸）という意味の他に、そこから派生した意味として②喉（→さらに歌う声の意味も；「喉＝声がいい」）、③穀物の穂の部分、④（道の）^{かなめ}要、分岐点、⑤他に抜け道のない重要な通路の出口（「首根っこ」であろうか）といった語釈が並んでいる。

次に「島牧」の「牧」について調べると、この漢字の朝鮮語の漢字音（いわゆる音読み）は「モク：号」で首と同じ発音である。

また朝鮮語では島のことを「ソム：섬」というが、この「ソム」の「ム：ロ」はパッチム（終声子音）と呼ばれる朝鮮語独特の子音の[m]であり、このパッチムの次に来る音節の最初が、たとえば「島・項」（「ソム・モク：섬목」）の「モク：号」ように同じ子音[m]で始まる場合には、朝鮮語の発音の仕組みに従って一つに重なり「ソム・モク」が「ソ・モク：서목」のように発音される。そのように理解すれば「島頂」を訓読みした場合の発音と推定される「ソ・モク」の「ソ：서」と「鼠頂島」の「鼠」の朝鮮語の漢字音（音読み）の「ソ：서」とは同じ音を表わした（音写した）ものと推定される。

以上の諸点を総合すると、観音島の現地の呼称を表わした上の3種類の漢字表記は、もともとウルルン島現地において「ソモク：섬목（=서목）」と呼ばれていた（発音されていた）地名を漢字で書き表す際に生じたバリエーション（変種）と考えられるであろう。

次に地形図によって実際の地形を想像しつつ「ソモク」の意味、すなわち漢字以前に付けられたウルルン島現地における呼称＝地名の起源について検討していこう。

ウルルン島は、前ページの地形図で見ると野球のホームベースのような形をしているが、その北東の角付近に細長く海に突き出した半島状の地形があり、その突端から幅100メートルほどの狭い水道を挟んで長方形の観音島が浮んでいる。このような地形から「ソモク」の意味を考えると、この呼称＝地名はもともと観音島に対して付けられた島の名前ではなく、ウルルン島本島から細長く突き出した半島状の地形を首に見立てて「ソモク」（「島の首」と呼んでいたのではないかという気がする。そしてそれを現地で記録する際か記録を整理したり書写したりしていく過程のどこかで、地名起源が忘れられ言葉の意味が失われて島の名前にされてしまったのではないだろうか。上掲の地形図において半島部の突端に「島頂嘴」とあるのを、半島部（「島頂」：島の首）の突端（「嘴」：くちばし、尖った口の先）を言い表した地名と解釈できるなら、この推論を裏付けているといえるであろう。あるいはまた、日常の会話で首と頭をことさらに区別せず「首を縦に振る」と言ったりするように、半島部（「首」と近接する観音島（あえて区別すれば「頭」

であろうか）とを地形学でいう「陸繋島」のように一体のものに見なしてその全体を「ソモク」（「島の首」と呼んだということもあるかもしれない。

またもう一つの解釈として、上掲の「モク：号」の語釈のうち④や⑤の意味が当てはまるも考えられると思う。それはウルルン島本島から細長く突き出した半島部と観音島とに挟まれた狭い水道（水路）を船に乗って海上から遠望した場合には、ちょうど山に挟まれた峠道を連想させるような眺めになると想像されるからである。この場合の「ソモク」も、もともと島につけられた名前ではなく、ここを通り過ぎて向こうへ行く峠、交通の要衝という意味合いで「島の（航路上の）分岐点」あるいは「島の狭い水路の出口」といった地形全体に対してつけられた呼称だった可能性が高いように思われる。

以上、ここまで述べてきた地名起源の解釈がさほどの外れでないとするれば、いずれの解釈によっても「ソモク」という現地の呼称＝地名は、もともと観音島自体を指したものではなかった可能性が高く、観音島を「石島」に当てるのは地名起源の視点から考えて無理があるように思う。

ついでに蔚山郡設置勅令にある「石島」の漢字表記についても簡単に検討しておこう。

まず「石」の漢字音（朝鮮語の音読み）は[ソク：석]（日本語でいえば石）、その漢字の意味（朝鮮語の訓読み）は[トル：돌]（石）である。また「島」の漢字音は[ト：도]（島）、漢字の意味は[ソム：섬]（島）である。以上の4つの音読みと訓読みの音をさまざま組み合わせると「石島」の漢字を発音してみても、観音島の現地呼称と推定した[ソモク]との類似性は感じられず、両者は発音の上からは結びつかないように思われる。

またこれまで出てきた観音島の3つの漢字表記を含めて島名を文献に現れた年代順に並べてみると「島頂」（1882年）、「石島」（1900年）、「島牧」（1902年）、「鼠頂島」（1910年）となるが、初めから最後の「鼠頂島」まで「ソモク」の呼称（発音）が継承されていることを考えると、2番目の「石島」の漢字の当て方が他の3例と全く異質であることは一目瞭然であろう。

ここまでの考察を総まとめしておくとして、1900年の蔚山郡設置勅令に出てくる「石島」が同じ勅令にある「竹島」と同様に現地での呼称に基づいて漢字表記された島名であるとするれば、「石島」を観音島に当てた場合にはその地名起源上の根拠が説明できず、また発音上の類似性も感じられないため「石島」を観音島に当てる説は支持しがたいといわざるを得ない。

（追記）①1908（明治41）年の水路部の松江艦による測量にもとづいて翌年発行された「鬱陵島」の海図（『竹辺湾至水源端』の分図）には、竹嶼に「Tei Somu/Boussole R.k」、鼠頂島に「Somoku Somu」という別称が書添えられている。②『日本地理風俗体系』第17巻（朝鮮地方・下）・1930年刊、p.43には「島頂嘴と観音島」と題された風景写真が掲載されている。その写真の右側（本島側）から^{くちばし}嘴状の岬が突き出し、写真の中央から左寄りに、波打ち際に切立った断崖になっている観音島の全景が写っている。写真はウルルン島本島の断崖（段丘崖）の上から撮られており、観音島周辺の景観がよくわかる1枚である。

【注7】南島島は面積約1.1平方キロメートル、島の最高地点が海拔9メートルという平坦な小島である。1543年にスペイン船が発見したといわれるが、1860年頃に米国の宣教師が「マーカス(Marcus)島」と命名し、1879（明治12）年以降には日本人もその存在を知るようになっていたという。その後1896（明治29）年に、南海貿易を志した水谷新六が航海の途中で同島を

見かけて上陸し、島に夥しい数のアホウドリが群棲しているのを見てその捕獲を思いついた。水谷は帰国すると小笠原から南鳥島に人を送り込んでアホウドリの捕獲と羽毛採取を始め、一方で同島を日本領土に編入するよう内務大臣に上申し(1897〔明治30〕年3月)、さらに東京府に対しても状況を説明して海鳥捕獲・漁業経営の許可を求める書類を提出した(同年4月)。水谷の上申書を受けた内務省では、東京府や外務省とも協議して調査と意見調整を行い「マーカス島所管ノ義ニ付閣議提出案」を作成するなどの準備を進めた。

翌1898(明治31)年7月1日、成立直後の大隈重信内閣は、島名を「南鳥島」と改称した上で日本領土に編入することを閣議決定し(内務省では最初「水谷島」と命名するつもりだった)、それにもとづいて7月19日に内務大臣・板垣退助から東京府知事・肥塚龍へ訓令が出され、7月24日に東京府知事が次のように告示した。

「告示第五十八号ノ北緯二十四度十四分東経百五十四度ニ在ル島嶼ヲ南鳥島ト称シ自今本府所属ト為シ小笠原島府所管ニ属セラルノ明治三十一年七月二十四日ノ東京府知事肥塚龍」(外務省『国際法先例彙集(2) 島嶼先占』、p.42、43)

この告示を受けて8月19日に水谷新六から改めて「南鳥島拝借願」が東京府へ提出され、同年12月6日には正式な府知事の貸下げ認可(期間は向こう10ヵ年間)が水谷に与えられた(参照:手塚豊「南鳥島先占前後の一考察」:『法学研究』〔慶応大学〕第36巻1号所収、p.8~12)。

②南鳥島事件:東京府告示から4年後の1902(明治35)年7月、高平小五郎駐米公使から小村寿太郎外相に宛てて、米国のキャプテン・ローズヒルが米国政府からマーカス島(=南鳥島)での権利を許され、同島占領のため近々遠征隊を率いてハワイを出帆するという米国での新聞報道を急報してきた(7月13日付)。高平公使は、日本政府が同島の領有権を主張するつもりなら米国政府に通告したいとして政府の訓令を請い、併せてローズヒルに事情を説明するため直ちに日本から南鳥島に向けて軍艦を派遣されたいと打電してきたのである。これを受けて小村外相は、同島はここ数年来魚鳥捕獲を目的とする日本人に貸下げられ目下4、50名の日本人が移住している、そのことを米国政府に通告し同島に対する権利許可を取り消すよう勧告せよという訓令を高平公使に返電し(7月15日付)、また外務省書記官・石井菊次郎を軍艦笠置で同島に急派して対応させる措置をとった。笠置艦は7月23日に横須賀港を出航し同月27日夕刻南鳥島に到着、島の沖合に滞泊した(ここまでの事実経過については、手塚豊・前掲論文に拠った)。

以上が「南鳥島事件」の始まりであったが、この事件は当時の日本の新聞でも盛んに報道された。たとえば『山陰新聞』にも7月23日付で「●南鳥島(一)」の見出しの下に最初の詳しい記事が掲載されている(全文約600字)。その記事には、米国遠征隊が派遣されたマーカス島は今の南鳥島のことで、以前は無人島だったが数年前より日本人が移住し開拓に従事していること、水谷新六氏が明治29年12月に同島を発見しその後東京府から貸下げを受けているが、同島は小笠原島属島として東京府管内に編入されていること、移住者は最初男女子供合わせて37人いたが、今は6人であること等が書かれている。また3週間後には「●南鳥島問題ノ米派遣軍は南鳥島を日本の版図と承認したり」(8月15日付「電報」欄)とも速報されている。同紙にはこの他にも関連記事が随時掲載されており、山陰地方でも耳目を集めた事件だったことがわかる。

ところで急派された軍艦笠置は、南鳥島には米国船より先に着いたものの帰路の燃料が限られていたため長期間の現地滞留は不可能であった。そこで同島に仮兵舎を建て、陸戦隊の17名を「守備軍」(隊長は秋元秀太郎中尉)として残留させた上で、7月29日に同島を離れた。その翌日米国の帆船ワーレン号が到着したので「守備軍」の秋元中尉は船長のローズヒルを訪ね、石井外務書記官から預かっていた覚書や石井書記官が駐日米国公使から託された書簡(内容は、現地での紛争を避け日米両国の交渉に委ねるよう勧告したもの)などを彼に見せた。それらを読んだローズヒルは、失望した様子を見せたものの何も抗辞をなさず了解したという。ただローズヒルは、同伴して来た博士2人の標本蒐集のために1週間の上陸滞在の許可を求め、それを終えて8月7日に島を離れてハワイに帰った(「南鳥島問題の解決」:『東京朝日新聞』同年9月6日付)。

しかしその後の日本の新聞には(同島の占領権を有すると自称するローズヒルが同島を奪い去られた「報償」(損害賠償)として米国国務省の手を経て日本政府へ400万ドルを要求するらしい)「南鳥島報償要求の説」〔ロンドン特電〕:『東京朝日新聞』同年9月24日付)とか(米国は日本から南鳥島領有の通知を受けた際すぐには日本の権利を認めておらず「とくと研究の上、正義と友宜の示すところに随い」措置すると返答しており、問題はなお交渉の余地を残している)(「米国と南鳥島問題」:『時事新報』1902年10月2日付)等々と報じられている。

結局この問題は、米国が日本の領有権に異を唱えなかったため立ち消えになる形で収められたようだが、第二次大戦後に外務省が編纂した『小村外交史』『日本外交文書・第35巻』『日本外交史辞典』には、どのような国益に配慮した結果なのか、同事件に関する項目や記述は一切見られない(また項目の編集者が一部重なっているためかもしれないが『国史大辞典』でも同様である)。

③南鳥島事件の発生直後に、それを国際法学の立場から検討した東京帝大の国際公法演習(高橋作衛教授)の学生の報告論文では、日本による同島の先占を有効と判断し、その結論として日本の権原(領有権の正当性)が米国のそれに優越すると認めている。しかしその結論を導くまでの検討の過程では、日本政府が南鳥島の領有を東京府告示によって公布しながら(*)関係各国に通告しなかった点については欠けるもの(「瑕疵」)があったと批判している(正確を期して長めに引用しておく「これによつて日本ガ明治三十一年七月ノ占領行為ニヨリテ南鳥島ニ対スル領土権ヲ獲得シタルカ否カハ其占領ノ事実ヲ各国ニ通知シタルカ否ヤノ事ノ決定ニヨリテ定マルベキモノト信ズ、即チ占領ノ通知アリタル場合ニ於テハ其占領ハ確定ニ有効ナレドモ、然カラザル場合ニ於テハ瑕疵ヲ負フモノトイハザルベカラズ、サレドコノ瑕疵ハ三十一年以降現時ニイタル占領ノ継続ニヨリテ医セラレタルモノトイハザルベカラズ」:雉本朗蔵「南鳥島事件」:『国家学会雑誌』第16巻189号所収、p.115。下線は引用者)。

(*)この雉本報告は(東京府告示が官報に掲載された)との新聞報道にもとづいて論述しているが、告示日以降の官報に該当する記事は見い出せなかったので新聞の誤報と思われる。

また別に、事件当時の海軍軍務局は、東京府告示ではなく勅令にしておけば(硫黄島編入の先例あり:→注10③)事件は未然に防げたと認識しており、せめて「外務省ヨリ告示ヲ発セラレアリシナラバ以テ紛議ヲ未然ニ防キ得シナランカト思フ・・・」として政府の手続きの不手際を批判していたという(平岡昭利「南鳥島の領有と経営」:『歴史地理学』第45巻4号所収、p.6)。

なお関連して付け加えておけば、上掲の東京帝大の高橋作衛教授は新聞社の取材に対して、土地の占領には(ア)占領の意思、(イ)併領、(ウ)移住、(エ)占領の継続の4要素を満たすことが必要だがローズヒル氏の場合それらを具備しているとはいえないと語り、とくに「占領の継続」が見られない点を詳しく論じて「米国ハ日本の領土主権に対し抗議を申込むべき法理上の根拠を有せず・・・争議を両国に生ずべしとも思はれず」と結論づけている(「南鳥島の占領権/高橋法学博士の意見」:『読売新聞』、1902年10月4日付)。

④東京府編入当時の新聞報道について:本章の本文で引用した竹島=独島の島根県編入当時の新聞報道(『山陰新聞』、→本稿・6-7参照)と比較する意味から南鳥島の場合を見ておきたい。

東京府編入当時東京府の地元の新聞で告示文そのもの(告示第58号)を報じたのは、調べ得た限りでのことだが、1898(明治31)年7月24日付『読売新聞』(「東京府及東京市公文」欄)と同日の『都新聞』(「東京府公文」欄)の2紙であった。また解説記事を掲載したのは7月26、31両日の『都新聞』(「新領土南鳥島」「新領土南鳥島の話」と7月30日の『東京朝日新聞』(「我南洋の新領土」)であったが、後者の記事は前者の7月26日付記事とほとんど同内容なので、ここでは前者『都新聞』の記事「新領土南鳥島」(7月26日付)の全文を引用しておきたい。

「本月二十四日付の東京府告示を以て東京府下小笠原島の管轄に編入されたる南鳥島ハ北緯二十四度十四分東経百五十四度に位する一小島にして嘗て米国の航海家に発見せられ其海図にハファイキクス或ハマルカスの名を以て掲記せられたる者にして我国にてハ金華山沖の遠洋漁業家某始めて之を発見せり其年代ハ詳らかならず後明治二十九年十二月三日東京の人水谷新六氏始めて島内を探験し漸やく其状況を詳らかにしたるを以て本年始めて帝国の一領土として東京府の管轄に属せしめたるなり水谷氏ハ同島に十組の夫婦と三人の子供とを移住せしめ専ら土地の開墾を勉め居れり同島の面積等ハ未だ実測を経ざるを以て判然せずと雖ども開拓すべき土地ハ三十万坪を下らざるべしと云ふ信天翁島の捕獲及び漁業製塩等ハ将来尤も見込ある仕事にして移住せる二十名男女が昨年十二月より本年四月迄に働きたる收穫高ハ一人平均百八十六円四十五銭なり其日要品ハ共同して東京より買入れ共同に使用するを以て徧も安く随つて生活に消費す可き金額ハ割合に小額なりと云ふ気候ハ四季共甚しき差なく本年四月二十三日の温度ハ昼間華氏八十三度、夜七十五度なりと猶ほ水谷氏ハ移住者百五十名に達するを待ちて製塩業に着手する計画なりと云ふ」(原文のルビは大半を省略した。また原文に句読点はほとんどないがそのままとした)。

上の解説記事を一読して『山陰新聞』掲載の竹島=独島編入の報道記事とは大きく異なる点があることに気付く。まず、南鳥島の場合は「ファイキクス」(ウイークス)島あるいは「マルカス」(マーカス)島という海図に記載されている既存の島名が明記されていること、次に「水谷新六」という編入・貸下の請願者名が明かされていることの2点である。また同紙には他に7月31日付の記事「新領土南鳥島の話」もあるが、そこには「社員ハ南鳥島の探検家水谷氏を築地一丁目十六番地の寓に訪ふ其談話の要ハ下の如し」と前置した取材記事が掲載されており(島名は米国出版の海図に「ウイクス」、英国出版の海図に「マルカス」という)島の有脊動物はほとんど「信天翁鳥」の飛来を見るのみ)など、島についての情報が上掲の解説記事よりも詳細・正確に

なっている(ただ記事の文末には「未完」とあり、取材内容をまとめ切れなかったようだ)。

【注8】海軍省による訂正(訂正記事の掲載は『官報』1905〔明治38〕年6月5日付)をうけて当時の新聞にも訂正記事が出された。たとえば官報掲載日前日(6月4日)付の京都の『日出新聞』(第2面:「東京電話」欄)には「竹島に訂正 東郷連合艦隊司令長官報告中『其三』及『其五』の中にリヤンコールド岩とあるは竹島と訂正す」(ルビ、傍点は省略)という訂正記事が掲載されている。また同日付の『東京朝日新聞』にもほぼ同じ文面の島名訂正記事が掲載されている。

その他に北海道で発行されていた『北海タイムス』(1998年9月で休刊)は6月8日付第1面中段に、これまでの「洋名を改訂し」たとする次のような解説付の訂正記事を掲載している(ただし「領土編入」に関する言及は見られない)。

「▲日本海の竹島 東郷司令官の公報中にリヤンコールド岩とあるは即ち島根県管下竹島にして韓国領鬱陵島の日本人に依りて松島と通称せらるるに対して命名せられたるものにして大本営海軍幕僚は今回右公報中の洋名を改訂して竹島と爲したり」(1905年6月8日付。原文のルビはほとんどを省略した。傍点は原文のまま)

しかし一方では、こうした官報の訂正記事を表立って報道しなかった地方紙も結構あったようだ。たとえば竹島=独島の地元紙である『山陰新聞』においても、調べた限り表立った訂正記事は見出せなかった。ただし、6月4日付「雑報」欄ではまだ「リヤンコールド岩」を使っているが(「敵提督降服の光景」、本文でも引用したように官報に訂正記事が掲載されたのと同じ6月6日付の紙面では、島根県知事の竹島視察を報じるという形をとりながら「リヤンコールド岩は即ち此の竹島なり」と明かしている。

この他に調べることの出来た日本海沿岸の地方紙では『福岡日日新聞』、『防長新聞』(山口)、『北国新聞』(金沢)の3紙においても、官報掲載日前日から2週間後までの範囲には関連記事が見当たらなかった。総じて言えば、各紙とも海戦の速報では官報の記事を頻りに引用しているが島名の訂正記事についての注目度は高くはなかったように思われる(上の『日出新聞』でも、訂正記事と同じ紙面にある別の記事「日本海の大戦」では「リヤンコールド岩」と書いている)。

【注9】当時島根県内の小学校の校長だった奥原碧雲は、竹島の領土編入公示2年後に予約出版した『竹島及鬱陵島』の中で日本領編入までの経過を詳しく説明し、最後に次のように締めくくっている。

「竹島の領土編入、竹島の命名につきての事情は上述の如し。而して、領土編入は、地位上より見るも経営上より見るも、はた、また、歴史上より論ずるも、公然わが領土に編入すべきものにして、一点の非議を挟むべき余地を有せざるや明らかなり」(同書 p.32~33)

この引用部分を最初に読んだとき、その弁解がましい論述の調子に強い印象を受けた。以下は推測であるが、おそらく著者の奥原は、以前の奥原自身を含めた島根県民一般が「リヤンコ島」を所属不明の島ではなく朝鮮/韓国領の島と認識していたことをよく知っていて、そこが今度日本領になった理由、言い換えれば日本の領土に編入したことの正当性を県民読者に説明しなければならぬと感じていたのではないだろうか。そういうことでもなければ、喜びをもって語られるのが普通であると思われる新領土の獲得について、最後のところで「一点の非議を挟むべき余

地を有せざるや明らかなり」とまで書く必要はなかったように思う。

【注 10】 1905年8月の松永知事の竹島＝独島視察に関連して2点私見を付け加えておきたい。

まず知事の随員が視察に使われた海軍御用船・京都丸の船内で投函した葉書の文面に関連して。この葉書は隠岐島司の東文輔に宛てたもので、文面は「明治三十八年八月十九日／新領土竹島ヲ巡視ス／お先ニ失敬御免／一行ハ松永知事／佐藤警務長／藤田／大塚／^{しめて}四人ナリ」(島根県『フォトしまね』No.161、p.11の写真より。ルビは引用者) というものである。

この文は「竹島」を含む日本海域の地図がデザインされた「日本海大海戦場」と題された絵葉書の図柄中に直接書き込まれている(より詳しくは田村清三郎『島根県竹島の新研究』、p.58を参照)。この葉書を見る限り、竹島＝独島の日本編入は“新領土の獲得”と考えられており、今日主張されている「固有の領土」であることを再確認したとの認識ではなかったように思われる。

次に、総員が40名前後の規模になるはずだった県知事による「竹島」視察が、出発予定日直前になって延期と通知され(8月15日付電報)、しかもその3日後に県知事の視察が総員4名の規模に変更して実施されたことの不可解さについても指摘しておきたい。

この島根県知事の視察の日程や内容については、上掲の田村清三郎『島根県竹島の新研究』に県庁からの電報や新聞記事を引用する形でそのまま記述がある(同書、p.58~61)。それによると、最初の計画では隠岐島以下31名が知事に随行し(別に、8月5日付『山陰新聞』では「知事以下四十七人」と報道)、第二隠岐丸により8月16日朝に鳥取県境港を出航、隠岐の西郷を經由して竹島＝独島に向かう予定だった。8月12日の島根県庁神西第三部長から隠岐島庁に宛てた電報では(松島(＝鬱陵島)へも寄港のはづ)〈写真師が同地よりゆく〉等の連絡がなされており、出発準備も滞りなく進んでいたことがわかる。ところがこの県知事による視察は、出発予定前日の8月15日になって〈竹島行き当分延期す、汽船会社・及び貴国便乗者に通知頼む〉という隠岐島庁宛て電報によって突然「延期」とされてしまったのである。

このような大がかりな県知事の視察計画が唐突に中止とされたことも不可解だが、さらに解らないのは、そのわずか3日後に随員3人だけを伴った、時代劇風にいえば「お忍び」の格好で県知事視察が実施されたことである(なおコースも変更されていた。県知事の一行は竹島＝独島へ直行、往復しており、当初計画にあった隠岐にも鬱陵島にも寄らなかった)。

こうした県知事の視察計画の変更に関して田村清三郎は「・・・と延期を通知した上、知事一行は、海軍御用船たる商船会社の汽船京都丸に搭乗して、西郷に寄港せず竹島へ直行したのであった」(田村・前掲書、p.59)と簡単に事実だけを記している。著者の田村は、本書全体を近世の古記録や古文書、近現代では島根県庁資料や新聞記事などを史料として駆使しながら実証的手法で執筆しているが、この件に関しては、なぜか先の絵葉書と新聞記事以外の資料は引用しておらず、県庁の公文書類を使った説明をまったく行っていない。田村が本書の他の箇所では隠岐島庁の文書を含む島根県庁資料を駆使して優れた実証をいくつもやっていること(*)から考えて、この県知事の視察計画が突然変更された理由や事情を説明する県庁資料がまったく引用・参照されていないのは不可解とせざるを得ない(あるいは該当する県庁資料が保管されていなかったのか?)(*)たとえば中井養三郎たちの「竹島漁業合資会社」が行っていた竹島＝独島のアシカ猟の実態を実証している箇所は、アシカの資源保護を名目に竹島＝独島の貸下許可を得たはずの

事業が、実際には申請された事業計画の趣旨とかけ離れたアシカの乱獲となっていたことを年度ごとの実際の捕獲頭数を精査し実証した優れた論考である(同書、p.94~96)。

【注 11】 明治時代の日本政府は、国境画定をめぐる条約交渉をしたり関係国へ直接通告したり、または勅令で公布し官報に掲載したりしていた。ここでは「北方領土」の条約交渉と小笠原諸島帰属問題および硫黄島編入の各事例を略述し、竹島＝独島編入との違いを確かめておきたい。

①まず「北方領土」をめぐる外交交渉と条約締結による国境画定の事例について。

1853年8月(嘉永6年7月)、ロシア皇帝の使節・プチャーチンが長崎に来航し、日本との通商開始および千島列島と樺太における国境画定のための条約締結を求めた(米国使節・ペリーはひと足早く浦賀に来航していた)。これを受けて最初長崎で始まった日露交渉は、翌年場所を伊豆の下田に移して続けられ、1855年2月(日本の暦では安政元年12月)に至って「日露和親条約」(下田条約)が結ばれた(なお江戸幕府はこれより少し前の1854[嘉永7]年3月、米国と「日米和親条約」を締結し、「鎖国」政策を転換して「開国」に踏み切っていた)。

その日露和親条約の中では、日本とロシアの国境は次のように定められた。

まず千島列島は、ウルップ島と択捉島の間を国境とし、択捉島以南が日本領、ウルップ島以北がロシア領と合意された。この線引きは、日本人・アイヌ人(江戸幕府は、アイヌ人が住む土地は日本領内との認識をもっていた)とロシア人との、当時の住み分けにほぼ従ったものだった。一方樺太(サハリン島)は、日本人・アイヌ人とロシア人やウィルタ人・ニブヒ人(ギリヤーク)などの少数民族が雑居する状態であつたが、日本側は北緯50度での南北分割を提案したが合意を得られず、結局「雑居のまま」として樺太における国境画定は見送られた(同条約第2条)。

その後間もなく江戸幕府が倒されて条約は明治新政府に引継がれたが、明治初期の日本政府は樺太に対する統治方針が確立できず(積極開拓論、樺太北半買収論、北海道開拓優先論、樺太放棄論等々)、また樺太には漁業基地としての価値以外ほとんど何も見出せなかったためこの北辺の地を持って余していた。これに対してロシア側は、樺太を清国から獲得した沿海州(ロシア名:プリモルスキー。1860年・北京条約で領有)の外壁と位置付け、同島に軍隊を駐留させるとともに流刑囚や開拓民を送り込み、また石炭などの地下資源にも注目して開発に意欲を見せるなど積極的であつた。その上寒冷地に慣れたロシア人は現地における生活力も日本人より格段に優っており、居住人口も日本人の2倍以上あつた。このように当時の樺太現地における日本側の劣勢は歴然としていたが、同時期の日本政府は朝鮮問題(いわゆる「征韓論」)や台湾出兵等の内政・外交問題を抱えており、樺太問題に取り組む余裕は実際のところほとんどなかった。

そこで日本政府は諸情勢を総合的に判断して、1874(明治7)年早々、ロシア勢に圧倒されて改善の見通しが立たない樺太の放棄を決断し、その新方針を駐露公使として新たに赴任させる榎本武揚に授けて樺太問題解決のための日露交渉を行なわせることにした。ロシア公使となった榎本は訓令に従ってロシアの首都ペテルブルクにおいて交渉を行い、1年後に「樺太千島交換条約」の締結にこぎつけた(1875年5月7日調印)。日本はこの交換条約で、それまで日露の雑居地となっていた樺太(サハリン島)の領土権を放棄して樺太全島をロシアに譲り(同条約第1款)、その代わりに千島列島のうちロシア領となっていた中・北部の18島(ウルップ島から最北のシュムシュ島まで)を譲り受けることになった(同条約第2款)。その結果日本は、北海道に隣

接する南千島の國後島・択捉島両島を加えた千島列島全島を領有することになったのである。

同条約の批准書交換は、1875年8月に東京で行なわれ、その後樺太の譲渡式が9月19日に樺太の久春古丹（ロシア名：コルサコフ。後の大泊）で、千島列島側の譲渡式は10月2日に最北端のシムシム（占守）島で、10月4日には旧ロシア領の最南端のウルップ（得撫）島で行なわれた。日本政府による公布は11月10日であった（参照：大熊良一『北方領土問題の歴史的背景』p.266~308、ステファン『サハリン』p.55~82、『新北海道史』第3巻、p.257~278）。

ついでに言及するなら、今日の日本・ロシア間の「北方領土問題」は、この上記の2条約が存在するゆえに「千島列島」の放棄を定めたサンフランシスコ平和条約第2条C項の規定があるにもかかわらず「北方四島」（國後島・択捉島・歯舞諸島・色丹島）の歴史的権原（領有権の固有性）を主張する日本政府の論理が“一定の説得力”（*）をもっているのである。

（*）今日日本の外務省は、國後・択捉両島はサンフランシスコ平和条約の「千島列島」に含まれていないと説明し、またそのように広報用冊子の地図で示しているが、この2島が「千島列島」の一部であることは、サンフランシスコ講和会議の日本全権であった吉田茂が平和条約受諾演説において「千島南部の二島、択捉・國後両島」「得撫以北の北千島諸島」という表現で認めていたことである。また当時の外務省の西村熊雄条約局長も「条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見て全くその立場が違うことは既に全権がサンフランシスコ会議の演説において・・・」（1951年10月19日、衆院特別委員会答弁）と、吉田茂の演説に言及しながら国会で答弁し、やはり2島が平和条約の「千島列島」に含まれることを明確に認めていた。

一方色丹島と歯舞諸島は、もともと北海道の付属諸島であって平和条約の「千島列島」には含まれていないというのが、調印当時の日本外務省の見解であった（→本稿『後編』参照）。

②次に、領有の打診と直接通告を行なった例として小笠原諸島帰属問題を見ておこう。

小笠原諸島は、北から聳島・父島・母島の3列島が南北に連なる島々の総称で、父島を主島とする。この諸島の存在は1593（文禄2）年に小笠原貞頼が発見し島名はその姓に由来するとされるが、これに確証があるわけではなく伝説に近い話のようだ。江戸時代前期の1675（延宝3）年には、代官・伊奈忠易が島谷市左衛門らを派遣して小笠原諸島を探検させたが、移民開拓の試みは失敗して長く「無人島」として放置された。欧米でこの諸島をボニン・アイランズ（Bonin Islands）と呼んだのは「無人」という日本語が転訛したものといわれている。その後19世紀になると欧米の船が島々に立ち寄るようになり、やがて天然の良港・二見港（ロイド港）のある父島（ピール島）には、英国、米国やハワイ島からの移住者が住み着くようになった。当時の小笠原諸島は太平洋で操業する捕鯨船やハワイ経由でアメリカ大陸と中国・東南アジアとの間を往復する帆船、蒸気船の好適な寄港地として欧米諸国に知られるようになっていたのである。

こうした欧米諸国の動きを知って危機感を募らせた江戸幕府は「開国」後の1862（文久2）年に外国奉行・水野筑後守忠徳らの調査団を威臨丸で派遣し、小笠原諸島の住人に同諸島が日本領であることを宣言するとともに住民に関する調査や各島の地図作成、地名の決定、仮役所の設置などを行った。その後も幕府は、短期間で中断してしまう結果に終わったものの八丈島から日本人開拓民を送り込み、日本の支配を実質化することも試みた。

明治時代になると、小笠原諸島の領有権に関する問合せがドイツや英国、米国などから寄せられるようになったため、日本政府は1875（明治8）年11月に田辺太一（外務省）、小花作助（内務省）らの官吏を明治丸で小笠原諸島に派遣し、島の住民たちに日本領であることを改めて諭告するとともに現地調査を行なわせた（父島・母島両島の住民は14戸・71人と判明）。

また日本政府は英米と直接交渉して日本の領有権を認めさせ、1876（明治9）年10月には寺島宗則外務卿（外務大臣に相当）から英・米・仏・ドイツ・オランダ・スペインなど12カ国の駐日公使に対し「我南海中の一属島小笠原島の義」について「官庁を設け官吏を派任」し「別紙規則」（島民に布告した「島規則」）に従って取締りを行なうことにした旨の通告を行い、どの国からも日本領とすることについての異議がないことを確認したのである（「小笠原諸島帰属問題」：『日本外交史』第3巻所収、「小笠原島問題ニ関スル件」：『日本外交文書』第9巻所収）。

③最後に政府が勅令によって公布（官報掲載）した硫黄列島（火山列島）の例を略述しておこう。

硫黄列島は、小笠原諸島の南南西に位置し北硫黄島、硫黄島（中硫黄島）、南硫黄島の3島が約70キロメートルの間隔で南北に並んでいるもので、大きく括れば小笠原諸島に含まれるが、一般にこの3島をまとめて硫黄列島または火山列島（Volcano Islands）と呼んでいる。この列島の主島はアジア・太平洋戦争末期の激戦地として有名な硫黄島（中硫黄島）だが、同島には明治20年代から硫黄採掘や漁業のため日本人が渡航するようになったので、取締りの上からも所轄を明らかにしておく必要が出て来た。そこで1890（明治23）年10月、東京府知事は内務大臣に同列島を東京府小笠原島所属となすべき旨の上申を行い、内務省は外務省と協議の上で翌年7月に硫黄列島を日本領に編入することを閣議決定し「勅令第九十号」として公布したのである（9月9日。官報掲載は10日。なお勅令の前に置かれた天皇の告諭文は省略した）。

「勅令第九十号／東京府管下小笠原島南南西沖北緯二十四度零分ヨリ同二十五度三十分東経百四十一度零分ヨリ同百四十一度三十分ノ間ニ散在スル三島嶼ヲ小笠原島ノ所属トシ其中央ニ在ルモノヲ硫黄島ト称シ其南ニ在ルモノヲ南硫黄島其北ニ在ルモノヲ北硫黄島ト称ス」

『山陰新聞』には、官報に掲載された翌日に官報の記事にもとづいたと思われる次のような速報が「電報」という大きめの活字を使った見出しのもとに掲載されている（なお勅令第九十号の全文は、9月13日の同紙に「公報」という見出しを付けて掲載された）。

「電報／●硫黄島の所属（昨日午前十一時十一分東京発）

勅令を以て硫黄島を小笠原島所属と定めらる」（『山陰新聞』、1891年9月11日付）

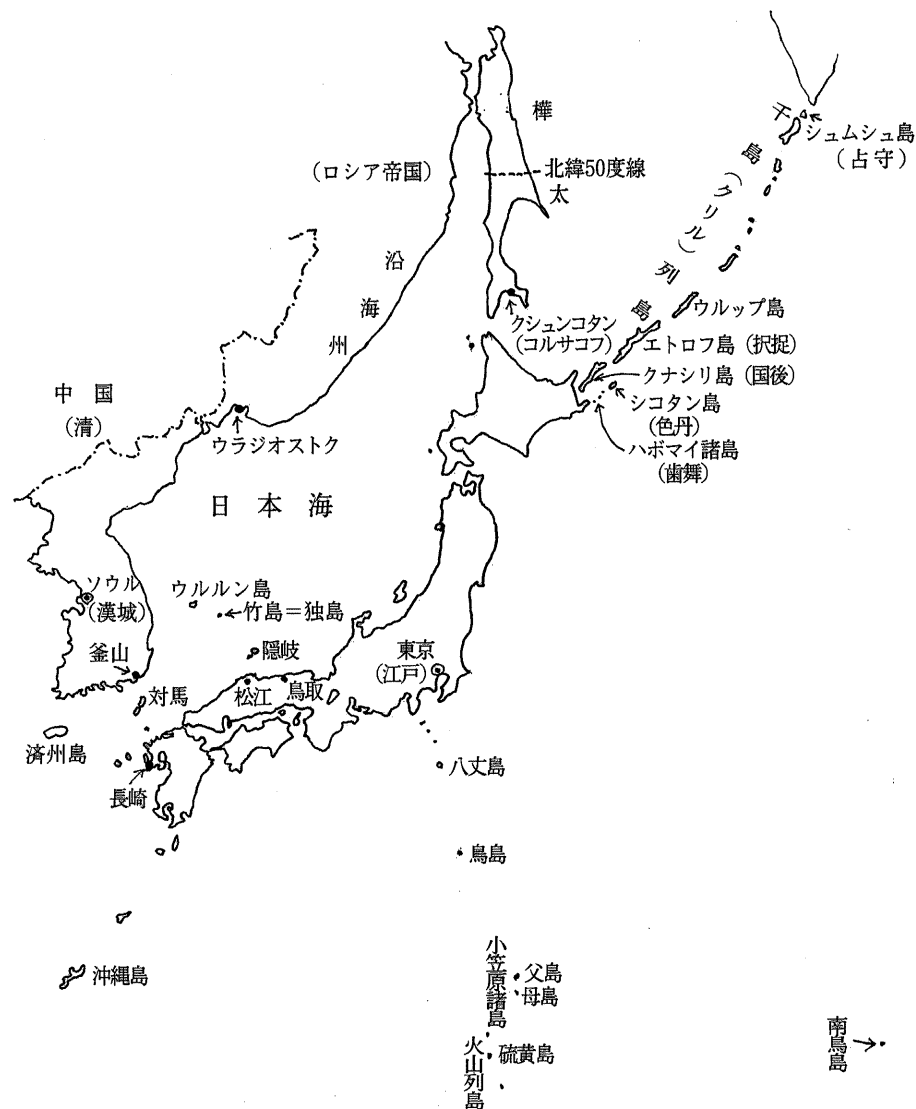
この他に九州の『福岡日日新聞』（『西日本新聞』の前身）には、9月13日付第3面「公報」欄に勅令の全文が掲載されている。また官報掲載の1週間後には、当時札幌で発行されていた『北海道毎日新聞』（『北海タイムス』紙の前身）に、硫黄列島編入に関する解説記事「三硫黄島の来歴」（第1面「雑報」欄）と「勅令第九十号」の全文（「閣省公文」欄）とが、同じ日に掲載されている（1891年9月17日付）。

そのうち「三硫黄島の来歴」では〈これまで小笠原島の近傍には幾多の付属島があったが、面積もさほどなく無人島も少なくなかったため名称さえ定められず該地島民らの呼ぶに任せていた

が、近年漁民などが島々に住むようになり、その辺の必要から三硫黄島の勅令も出されたようだ」と勅令が出された事情を説明し、その後で硫黄島が小笠原諸島に所属していた歴史を略述、最後に「近頃は小笠原嶋の住民田中榮次郎と云へる人等が漁獵小屋を設くる等の事ありしかば何時迄も区々の称呼に任せ置くも不都合なれば、此勅令を以て其名称を定めたるものならんと」(原文のルビは一部省略した。記事は1段21字で21行、見出しも同じ大きさの活字)と結んでいる。

以上3紙の記事はとりあえず調べることができた地方紙への掲載例だが、こうした事実は、政府が領土編入を官報で公布することの意味やその重要性を示唆しているのではないだろうか。

【図8】 日本列島と周辺の島々



《補論4》 島根県竹島視察団のウルルン島訪問をめぐって

竹島＝独島の日本領土編入公示からほぼ1年経った1906年3月27日、島根県事務官・神西由太郎の一行45人の視察団が竹島＝独島に上陸し、現地調査を行った。当日の視察団の行動は、奥原碧雲「竹島渡航日誌」(『竹島及鬱陵島』所収)や『山陰新聞』の連載記事「竹島渡航日記」(→本稿・付録)に詳しいが、やがて荒天の兆しが出て来たためその日はウルルン島(鬱陵島)に避難しそこで1泊したのである。

その翌日、視察団の主だった者たちが道洞浦の郡衙(郡庁舎)に郡守・沈興澤を表敬訪問し、その際に視察団の方から「竹島がこの度日本の領土になったので視察し、それから来島した」と、ウルルン島訪問のいきさつを説明したという(→下の「郡守報告書」参照)。現在知られている日本側の記録類にこの発言を直接裏付ける記述は見当たらないが、日本側から竹島＝独島を日本領に編入した趣旨のことが語られたのは間違いないようだ(→参照：本稿・付録「竹島土産」にある神西事務官の発言「我が管轄に係る竹島・・」)。

韓国側にとって独島＝竹島が日本領土になったという話はまさに「寝耳に水」の内容であり、納得できるものではなかった。そのため郡守は、早速江原道庁に報告して対処するよう求め、そのことは中央政府・内部(内務省のこと)へと伝達されたのである。竹島＝独島問題では、この島根県視察団の郡守訪問のエピソードをめぐっても一部に解釈の違いがある。以下では日韓の史料・記録に拠りながら、事実を検証しておきたい。

1. 鬱島郡守の政府への報告

鬱島郡守・沈興澤は、島根県視察団の一行が訪問した翌日、鬱島郡を管轄する江原道庁に報告し善処するよう求めた。下にその郡守報告書の全文(訳文)を引用しておく。

本郡所属の独島が鬱陵島(「鬱島」)の外洋百里ほどにあるが、本月初4日辰時頃〔午前7～9時〕、汽船1隻が郡内の道洞浦に来泊した。日本の官人一行が郡庁舎に来て「独島が今や日本領土になったので視察し次いで〔鬱陵島に〕来島した」と自ら話した。その一行とは、日本の島根県隠岐島司東文輔及び事務官神西由太郎、税務監督局長吉田平吾、分署長警部影山岩八郎、巡査一人、会議員一人、医師・技士各一人、そのほか随員十余人であった。まず戸数・人口、土地・生産の多少を質問し、次に人員及び経費がどれほどかかるか諸般の事務のことを質問し、調査したことを記録していった。ここに報告し、事情を究明されるよう要望する。

光武十年丙午 陰三月五日

*陰曆3月5日は太陽曆の3月29日

(上の訳文は、宋炳基・編『独島領有権資料選』p.197にある史料にもとづく引用者の試訳。なお上記の史料では、神西由太郎を「神田西由太郎」としているが訂正して訳した。)

この鬱島郡守の報告は、ほぼひと月かかって首都の韓国政府のもとに届いた。そして郡守からの報告内容を知った内部（内務省）では、独島が日本の属地であるといわれる理由はなく報告は不可解であるとの見解を示した（『大韓毎日申報』5月1日付。→後述）。

また別に、鬱島郡守からの報告を受け取った江原道觀察使署理（江原道長官の代理）を務める春川郡守・李明来から議政府宛てに送られて来た報告書（1906〔光武10〕年4月29日付「報告書号外」。5月7日に受理）に接した参政大臣（この時は朴斉純）は〈報告は残らず読んだ。「独島領地之説」（独島＝竹島が日本領であるという説）は全く根拠のないものだが、その島の状況と日本人がどんな行動をとったかを再調査して報告すること〉と指令した（同年5月20日付（*）・指令第三号）。

（*）この指令の出された日付は、上掲の宋炳基編『独島領有権資料選』の報告書原本の写真〔巻頭の口絵8〕を見ると「五月十日」のようにも見えるが、ここでは同書の編者が写真に付けた説明や同資料選の本文（翻刻文）の日付（5月20日）に従っておく。

2. 新聞報道

この鬱島郡守の報告やそれに対する韓国内部（内務省）の見解は『皇城新聞』と『大韓毎日申報』【注1】によって韓国国内に報道され、広く韓国国民の知るところとなった。

そのうち前掲の『大韓毎日申報』（5月1日付「雑報」欄）は、このニュースを「無変不有」（“変なきにあらず”）との見出しで報じ、その記事の前段で鬱島郡守沈興沢の報告を要約して述べ、後段において〈遊覧途中で土地の広さや戸数を記録することはともかく、独島を日本の属地であると称するのは道理がなく、今ここに報告されていることは極めて不可解である〉という韓国内部（内務省）の見解を伝えた（記事は国漢文〔漢字・ハングル交じり文〕で、1行13字、見出しも含めて10行。活字は見出しも同じ大きさ）。

他に『皇城新聞』（5月9日付「雑報」欄）も「鬱 倅報告内部」（“鬱 倅報告内部”）との見出しで、論評は加えていないもの（本郡に所属する独島は外洋百余里の外にあるが、本月4日日本の官人一行が郡役所に来て・・・）と、上記の江原道觀察使署理からの報告書とほぼ同じ書き方（文の内容）で報じている（記事は国漢文で、1行15文字、見出しも含め13行。見出しは少し大きな活字を使っている。同紙面では「神西由太郎」を「神西田太郎」としているが、これは上の江原道觀察使署理からの「報告書号外」にも見られる誤記である。また他に同紙面には「吉田平吾」を「吉田坪五」とする誤りがある）。

次章で詳しく述べるが、当時の韓国は、同年（1906年）2月に開庁した統監府（初代統監：伊藤博文）による実質的な日本の植民地支配下であり、この問題で韓国政府から日本政府に抗議できる状況にはなかった。したがってこの『大韓毎日申報』の報道記事が、当時公表されたものとしてはほとんど唯一の、韓国政府の意向を知り得る史料となっている（→7-8「日本への抗議の可能性」参照）。

3. 「郡守の誤解」説について

ところで下條正男は『竹島は日韓どちらのものか』の中で、韓国の勅令第四十一号は独島＝竹島を鬱島郡所管の島に含めてはいなかったと解釈する立場から郡守・沈興澤の報告を批判し、この郡守の報告は独島＝竹島を韓国領であると誤解したものであり、そのように誤解したのは「時代の気分が影響しているように思われる」と推測している。

下條正男によれば、郡守報告の前年（1905年）9月に、当時韓国国内で発行されていた日本語の新聞『大東新報』が「鬱島の盛況」という論評で〈今日の鬱陵島の盛況は日本人の貢献による、そもそも鬱陵島は日本原有の地である〉と論じたことが物議を醸し、韓国国内で鬱陵島（ウルルン島）に対する関心が高まっていたという。下條は、鬱島郡守の誤解はその当時韓国国内に広がっていた「対日感情」に影響されたものだということである。

ここではまず、下條の説明の論理構成を理解するため、その記述を抜粋しながら少し詳しく紹介しておきたい（以下の①～③は、下條正男・前掲書、p.130～133からの抜粋と引用者による要約である）。

①「鬱島郡に赴任して3年目になる郡守の沈興澤は、日本側から『竹島が今、日本領になった』と告げられ、改めて昨年来の鬱陵島の日本領化問題を想起したのだろう。独島は『本邦所属』と誤解して、さっそく日本からの招かれざる客人たちの動静を急報したのである」

（・・・そして大韓帝国政府は、1900年10月25日の「勅令四十一号」の行政区域に独島＝竹島を含めていなかったにもかかわらず・・・）

②「沈興澤の報告を無批判に受け入れ、独島を鬱陵島の属島として疑わなかったのである。『本邦所属の独島』の一句は、その後ひとり歩きして、現行の歴史教科書の『日本は露日戦争中、独島を不法に奪った』というあやまった記述にまでつながっていくのである。そして、ひとり歩きを助長したのは、当時の新聞報道である」

（1906年5月の『皇城新聞』『大韓毎日申報』の記事を紹介した後で・・・）

③「十九世紀中ごろからリャンコ島と呼ばれた独島は、鬱陵島の属島ではなかった。それまでの地図でも領域内とは認識されておらず、朝鮮漁民が足を踏み入れることのない絶海の孤島であった。しかし沈興澤の事実誤認が新聞の誤報を生み、その誤報が読者の誤解を生むといった誤謬が重なって、現在の竹島問題が生じたのである」

「郡守の誤解」説の検討

上の①～③で紹介した下條正男の説明（竹島＝独島を韓国領とするのは「郡守の誤解」から始まったもの）の特色は、専ら韓国国内の文献史料によりながら、それに下條自身の推測を加える形で展開されていることである。しかしそれは、以下に述べるように日本側の文献史料によれば全然違う結論になり得るものである。

まず、下條のいうとおり鬱島郡守が独島＝竹島を韓国領と“誤解した”とするなら、そ

これは郡守が独島＝竹島の情報に疎く、またはそこが郡守の管轄外の島であることに気づかず独断で「本邦所属」と思い込んだことになると思うが、ウルルン島に駐在していた郡守にそのような誤解や思い込みが生じる余地はなかったと考えられる。

これまで見てきたように、独島＝竹島は気象条件さえ良ければウルルン島からでも見ることができ、しかも日韓両国の漁民がアワビや海草類またはアシカを獲るために日頃より往来していた島である。また当時郡庁の置かれていた道洞浦は、竹島＝独島のある方角に向き合ったウルルン島の南東部に位置しており、同島随一の（船が入れる）入江がある人口の最も多い集落であった。しかもそこには、日本人警察官が駐在し【注2】日本の郵便受取所も開設されていたのである。このような立地条件と情報環境にあった道洞浦に駐在していた郡守が、独島＝竹島に関する情報に疎かったとは考えにくいであろう。

また独島＝竹島が韓国領だという郡守の認識が「誤解」だったといえるか否かについては、下條とは逆に、主に日本側の文献史料を援用して推測すれば、次のようになる。

- ①「鬱陵島居住の朝鮮の人々にとって今の竹島は、日本人に雇われて赴く一九〇四年まで、往来することも無い無縁の島だったのである」（前掲書 p.126）と下條はいう。この下條の断定自体に大きな疑問を感じるが今は従っておくと、下條の説明からも、独島＝竹島の存在は、遅くとも日本の領有公示の前年（1904年）には、韓国人にも知られるようになっていたといえるはずである。
- ②1904年のとき「日本人に雇われて」リャンコ島（＝独島）に渡ったウルルン島の韓国人が、その島を韓国の島と考えていた証拠を示すことはできないが、雇った日本人の側では同島を（朝鮮領と信じていた）（例：中井養三郎の回顧談）と推測できるから、リャンコ島が韓国領であるという認識は、ウルルン島の日韓両国民に共通するものだったと考えてほぼ間違いないであろう【注3】（ただし1906年3月時点で言えば、前年の日本による竹島の領土編入の島根県告示を知っていた者が、ウルルン島の居留日本人の中にいた可能性はある）。
- ③また、独島＝竹島は「鬱陵島の属島ではなかった」という下條の断定にもかかわらず、日本側では同島を鬱陵島の属島と考えていたことを窺わせる史料が少なくない。というより少し大胆に言えば、当時の日本人の側に同島だけを切り離して考える発想はなかったのである。そしてそれは、ウルルン島を基地にして独島＝竹島に出漁していた日韓漁民の実感とも一致するものでもあったのではないかと推察される。

竹島＝独島をウルルン島の属島と考える認識のあり方は、たとえば1877年の「竹島外一島」の太政官裁決から1904年隠岐島司作成の文書まで、明治時代の日本の公文書にも一貫して見られるものであった。ここではその例証として、日本による領有公示直前に島根県隠岐島島司・東文輔が作成した公文書を引用しておきたい。これは、日本領に編入する見込みとなった「リャンコ島」の新島名について、政府一島根県庁から問合せを受けた東島司が、その回答として作成したものである。

「其名称ハ竹島ヲ適当ト存候、元來朝鮮ノ東方海上ニ松竹兩島ノ存在スル

ハ一般口碑ノ伝フル所、而シテ從來当地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其実ハ松島ニシテ海図ニ依ルモ瞭然タル次第ニ有之候、左スレバ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スヘキモノ無之、・・」（1904〔明治37〕年11月30日付、隠岐島司より島根県内務部長書記官宛て回答書。田村清三郎・前掲書 p.38～39より再引用。下線は引用者）。

【解説】この島司は、山陰地方では江戸時代から鬱陵島を「竹島」、竹島＝独島の方を「松島」と呼んでいたという歴史的事実をよく知らなかったようだ。しかしこの文書でも〈朝鮮の東の海上に「松竹兩島」があることは民間で言い伝えられている（「一般口碑ノ伝フル所」）〉と述べ、隠岐島民の間でも太政官裁決と同じく竹島＝独島を鬱陵島に付属させて語る（本島＝属島）認識があったことを窺わせる書き方になっている。

- ④既述したことだが、日本の軍艦・新高の1904年9月25日の行動日記にはウルルン島で聴取した実見者からの情報として『リアンコルド』岩、韓人之ヲ独島ト書シ本邦漁夫等略シテ『リャンコ』島ト呼称セリ」とある（これは下條・前掲書、p.114にも引用されている）。これによって日本政府が新領土とした竹島は、韓国人が独島と漢字で書く島であることが、郡守報告2年前の文献上で実証されている。

以上①～④を総合的に考慮すれば、次のように言えるはずである。

遅くとも1904年（郡守報告の2年前）の時点で、当時日本人たちが「リャンコ島」などの俗称で呼んでいた竹島＝独島のことをウルルン島の韓国人たちも知っており、彼らはその島の名を漢字では「独島」と書いていた。また日本人は「リャンコ島」をウルルン島の属島と見ており、その島の領有権に関しては（島根県告示のことを知るまでは）韓国／朝鮮領だと認識していたと。

すなわち日本側の文献を中心に検討する限り、当時ウルルン島にいた日韓両国民は一致して独島＝竹島を韓国領の島と認識していたと推定でき、それは同島を「本郡所属の独島」とした鬱島郡守の認識と同じだったと考えられる。したがって郡守の報告を「郡守の誤解」であるという下條の説明には同意しがたいといわざるを得ない。

【注1】『大韓毎日申報』は、英国人ジャーナリストのベセル（Earnest T. Bethell）と韓国人の梁起鐸（イムギタク）とによって1904年7月にソウル（漢城）で創刊された日刊紙で、日本官憲の弾圧をかかわすため社主の名義を英国人ベセルにしていた。論説陣には朴殷植（パクインジク）（1859～1925：独立運動家で学者。『韓国痛史』『韓国独立運動之血史』の著者）や申采浩（シンサイホ）（1880～1936：独立運動家で民族史学を提唱した歴史学者。「韓国併」後は中国に亡命して独立運動に参加する一方、古代史を研究して『朝鮮上古史』を書いた。1928年台湾で日本の警察に逮捕されて懲役10年の判決を受け、服役中に獄死した）など、独立運動・愛国啓蒙運動などで活動する知識人たちが加わり、反日・国民啓蒙的な論陣を張った。

同紙に対し日本は執拗に弾圧を画策し、社主のベセルを韓国国外に追放するため英国政府に協

力を求め、英国の韓国総領事による領事裁判所にベセルを提訴した。その結果1908年6月にベセルを一時韓国から追放することに成功した（上海で3週間の禁固刑に服す）。日本はこの機会を逃さず、ベセルが不在の間に同紙の実質的な制作統括者であった梁起鐸を国債償還義捐金横領の嫌疑で逮捕して弾圧を強めた。1909年5月にベセルが漢城で客死すると同紙には日本官憲の手が直接及ぶようになり、翌年5月に統監府に買収された。「韓国併合」後は『毎日申報』と改題され朝鮮総督府の機関紙となった（→参照：鄭晋錫『大韓帝国の新聞を巡る日英紛争』）。

一方『皇城新聞』は、前身の『大韓皇城新聞』（週2回刊）を買収・改題して1898年9月に創刊された日刊紙で、民族主義的な論陣を張り、そのためしばしば日本官憲の弾圧を受けた。1905年11月には「是日也放声大哭」という論説を掲げ、乙巳保護条約（第二次日韓協約）の調印強要を告発する報道をしたため即日発禁・無期停刊処分を受けた（翌年2月に発行を再開。→7-6参照）。この時の論説を書いた社主で主筆の張志淵は即日拘束されたが、同紙はその後ともことあるごとに日本の韓国政策を批判し続け、弾圧を繰り返した。1910年8月の韓国併合後に『漢城新聞』と改題したが、翌月資金難のため廃刊となった。

【注2】韓国領の島に日本の警察官が駐在していることは常識的に考えれば不可解なことであるが、これはウルルン島の日本人の取締りを名目として1902年3月に創設されたものである。『外務省警察史』によれば、鬱陵島駐在所には同年4月下旬に釜山日本領事館から警部1名と巡査3名が着任して業務を開始し、その後1905年4月からは巡査部長1名、巡査2名の駐在に改められた（同小史・第3巻、p.6）。なお島根県の視察団が郡守を訪問した際通訳に当たったのは、同島駐在の巡査部長だったという（「竹島土産」：『山陰新聞』1906年4月1日付）。

【注3】何度か言及したが、中井養三郎が1904年に上京して農商務省を訪ね竹島＝独島の貸下げについて相談した際、中井は「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し」ていたと語っている（奥原碧雲『竹島及鬱陵島』、p.27）。また前に引用した『韓海通漁指針』（1903年刊）は、著者の「緒言」によれば1900年に前後5回、延べ日数約190日に及ぶ朝鮮水域での実地調査にもとづいて執筆された著作であるが、そこでも「ヤンコ島」（リヤンコ島）は韓国・江原道に所属する「鬱陵島」（ウルルン島）の属島として扱われていた。したがってリヤンコ島（＝竹島／独島）がウルルン（鬱陵）島に付属する韓国領の島であるとの認識は、当時の漁業関係者の常識、共通認識だったと判断して間違いのないと思われる。

しかしそのことと、ウルルン島に関わりのあった日本人たちがそこを韓国領の島であると意識し韓国の主権を尊重してそれにふさわしい行動をとっていたか、あるいはそうしよう心がけていたかは全然別の話といわなければならない。むしろ現実を率直に指摘するなら、取締りに当たる朝鮮／韓国の警察力が弱体であったウルルン島では、勝手に渡航した日本人たちが同時代の日本国内では考えられないほど傍若無人に振舞い、しかもそうした自国民のさまざまな違法行為を日本政府やその出先機関はよく承知しながら放任していたのである（ウルルン島は「開港場」すなわち通商貿易が許可された場所ではなく日本人の居留が認められた場所でもなかった）。

当時の日本政府は、日本国民のウルルン島への渡航・居留などが朝鮮／韓国との条約に違反することを承知しながら積極的に取り締まろうとせず、ただ朝鮮／韓国政府から抗議を受けた時に府県への通達や退去命令を出す程度でお茶を濁していた。そんな日本政府の不作為の態度を無言

のうちに物語っている政府文書の例として、1902年に外務省通商局がまとめた「韓国鬱陵島事情」の中の「第五、本邦在留民ノ概況」の前半部分を引用しておきたい。

「往昔石州浜田、伯州境地方ヨリ本島ニ渡リ、樹木ヲ伐採シ輸出セシコトアリ。又明治十二年中大阪ヨリ東京社ハ多数ノ樵夫ヲ連レ来リ、櫛ヲ伐採シテ京都某寺ノ建築用材ニ供シタルコトアリシモ、其頃迄ハ無人島ナリシニヨリ在住シテ製材或ハ漁業ニ従事シタルモノナシト雖トモ、其後明治二十五年ニ至リ、隠岐ノ国ヨリ製材者数名渡航シ来リ始テ仮小屋ヲ構ヘ永住スルニ至レリ。然レトモヤ初航者ハ僅ニ製材兼鍛冶業島根県平民脇田庄太郎一名現住シ、其他ノ渡航者ハ長クモ七八年ニ過キス。然リ而シテ爾来年々在留民ノ増加スルニ従ヒ不良ノ徒入込ミタルヲ以テ取締ノ必要起リ、明治三十年四月日商組合会ナルモノヲ組織シ、在留民ノ安全ヲ保持スル為メ二名ノ幹事ヲ置キ之カ取締ヲ為シタリシモ、人口頓ニ増加シ從來ノ取締法ニテハ到底整理スヘカラサルノミナラス、渡航者ハ概ネ無智文盲ノ儔ニシテ日々紛擾ヲ起シ、強ハ弱ヲ凌キ智者ハ愚者ヲ欺キ、甚シキニ至テハ兇器ヲ携ヘ暴行ヲ加ヘ他人ノ物件ヲ強奪セシコトアルモ、之ヲ制止スルモノナク非常ニ良民ヲ苦ムルコト少カラサルニヨリ、在留ノ重立タル有志者ハ明治三十四年七月在留民一般ニ議リ更ニ日商組合規則ヲ制定シ無給ノ組合長一名、同副長一名、有給取締一名ヲ置キ、其下ニ名譽議員十五名ヲ撰挙シ・（以下略）」（外務省通商局『通商彙纂』234号付録所収、p.45。ルビ、句読点は引用者）

上の文章を一読して強い印象を受けるのは、日本人のウルルン島渡航の沿革を記述していく際の淡々とした筆の運びようである。たとえば「樹木ヲ伐採シ輸出」「仮小屋ヲ構ヘ永住」「年々在留民ノ増加」といった表現のどこにも、それら日本国民の行為が日朝／日韓両国間の条約や協定に違反した密航、密輸、不法在留等に当たることや材木の伐採（盗伐）が日本の刑法にも抵触する犯罪であることの指摘、またそうした自国民の行為を遺憾とする政府・外務省の見解の表明等々が何もないのである。執筆した外務省の担当者は、ウルルン島に渡航する日本人の所業について朝鮮／韓国政府から繰り返し抗議を受けていたことや内務省が民間船を雇い入れて同島に在留する日本人多数を直接に連れ帰ったこと（1883年）等を承知していたはずだが、それら日本政府を悩ました多くの出来事などまったく意に介していないように見えるのである（→6-1参照）。

また「渡航者ハ概ネ無智文盲ノ儔ニシテ・」という表現には、国家官僚の民衆観が透けて見えるように感じるが、当時のウルルン島にいた日本人の中に相当悪質な“無法者たち”がいたことも否定できない事実であった。たとえば同じ1902（明治35）年の『山陰新聞』には次のような記事が見出される。

「韓国竹島へ出稼するもの村内段々多くなる様なるか此頃該地より帰村せしもの数人あり同島は無政府の有様にて隣村の一人は本邦人の為に殺され木の枝に吊るし有りしとのこと昨年も□山人一名同様の惨殺に遭へたり」（1902年1月30日付「隠岐浦郷通信」）。ルビは引用者による。次も同じ。なおこの記事の「竹島」は鬱陵島＝ウルルン島を指す）

「韓国蔚陵島は境地方の漁民商民と密接なる関係あるが目下本邦人三百五六十名あり・（中略）・元来該島に來ける本邦人は何れも漂流人の集合体とも視るべき者にして其野蠻なる言ふ許りなく殆ど弱肉強食的の振舞多きを以て我警察署の事務開始以來訟事極めて多し」（同

年6月22日付「鳥取通信：蔚陵島の近状」)

またこれより少し前の事例になるが、外務省の『日本外交文書』の中に「本邦人ノ鬱陵島密航伐木ニ関スル照会ニ対シ回答ノ件」(第32巻、p.284-291)という外交記録が記載されている。これはウルルン島の島監(蔚島郡設置以前の在地の行政官)が、同島に潜入して樹木を盗伐し積出した日本人3名を告発したことから外交問題となった事案で、関連する国内外の文書が収められている。その文書の一つに日本人たちの無法ぶりが次のように告発されているのである。

「左記三名ノ本邦人(米子の吉尾万太郎、松江の田中多造、大分県の神田健吉——引用者)八年年同嶋ニ赴キ刀劍銃砲ヲ携ヘ嶋内ヲ横行シ人民ヲ脅迫シ婦女子ヲ追廻^(奪)リ物品ヲ盜奪スル等不法ノ行為ヲ為シ為シメニ島民非常ニ迷惑ヲ感スルヲ以テ之レカ制止ヲ求ム」(これは鳥取県の境警察署長が鬱陵島島監から聴取した告発の一部。1898〔明治31〕年9月16日付、鳥取県知事より内務・外務両大臣宛て報告書：『日本外交文書』第32巻、p.288)

この韓国側の告発に関する鳥取県知事から外相宛ての報告書(1898年10月18日付)には〈告発された吉尾万太郎は島監報告を事実無根の捏造と申し立てているが、鬱陵島の木材を隠岐国に隠匿している事実が発覚したので松江地方裁判所西郷支部で取り調べるようになった〉旨が記されている。しかしその3ヵ月後に島根県知事から外相へ送られた報告書(1899年1月28日付)では〈西郷支部の検事が現地でも木材を発見、領置して予審に付したが吉尾万太郎らに関しては「証^{しょうひょう} 濫^{らん} 不充分ナリトテ免訴ノ決定」となった〉と報告されている。その結果、両知事からの報告を受け取った青木外相は、韓国公使に対して「同人等ハ曾テ該島へ渡航シタルコトアリシモ乱暴ノ挙動ヲ為シ或ハ樹木ヲ伐採シタル等ノコトハ全ク事実無根ト被^な認^め候」という趣旨の公式回答を送ったのである(同年2月13日付)。すなわち日本政府は、日本人がウルルン島へ違法に渡航しそこで種々の犯罪に関わっている事実を知りながら、韓国側の被害や損失を顧みることなく、日本側に領事裁判権があることを利用して自国民の犯罪行為を不問に付したのである。

この他に漁業分野でも、ウルルン島近海の日本漁船の多くが日韓両国間の通漁規則に違反して免許鑑札を持たず、税金を納めずに違法操業していたと考えられている。すなわち、韓国沿岸3カイリ以内の水域に出漁する日本漁船に対しては予め船名を登録し所定の税金を前納して操業の免許鑑札を得るよう定められていたが(注：1889〔明治22〕年の日朝両国通漁規則。→6-1)、これがあまり守られていなかったと推測されるのである。

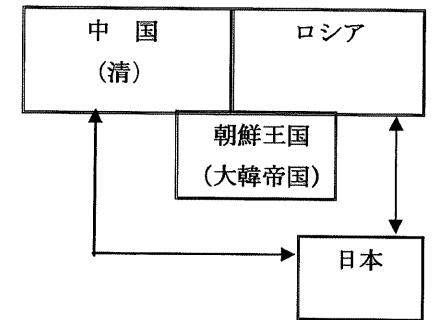
たとえば同規則制定の翌年(1890年)に釜山総領事館が受付けた日本漁船の登録数は、山口県の209隻を始めとして、長崎県131隻、広島県118隻など全16県、718隻となっているが、ウルルン島に最も多かったといわれる島根県の登録漁船はわずか4隻であった(羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻、p.94,95)。また10年後の1900(明治33)年1年間に韓海通漁組合連合会(府県別通漁組合の全国組織)が取扱った免許状の出願数は全国で1893隻。府県別では広島626隻、山口243隻、愛媛181隻、長崎135隻等であったが、島根県は18隻に過ぎなかった(同上書、p.125~126)。実数はこの数倍はあったとされるが、島根県の登録船数を見るだけでも、これが出漁漁船の実数とかけ離れていたことは明らかであろう。

第7章 日韓関係の歴史の中に位置付けて考える

竹島=独島の領有権問題は、島根県知事によって日本領土への編入が公示された1905年の前後に生じたのではなく、それからおよそ半世紀後日本がアジア・太平洋戦争に敗れ植民地「朝鮮」を喪失(植民地側からいえば「独立回復」)したことを契機にして、日韓両国間の外交問題となったものである。日本による竹島=独島の領土編入がなぜ公示前後の時点で外交問題にならなかったのか(視点を変えれば、できなかつたのか)——この章では日本による編入公示がなされた当時の日韓関係の歴史を検討することを通して、竹島=独島問題が半世紀間“先送り”にされた歴史的背景を考えていきたい。

7-1 20世紀初めの日朝関係

朝鮮/韓国を取り囲むかたちで隣接する日本を含む3国を思い浮かべればすぐに気づくことだが、中国もロシアもともに、明治時代の日本が行った大きな戦争の相手国である。おおまかにいえば、日本はこれら2大国がもっていた朝鮮に対する影響力を日清・日露の両戦争を通して排除しそのことによって、最終的に韓国の植民地化を実現したのである。



日清戦争(1894~1895)から日露戦争(1904~1905)までの10年間、日本は国内で産業革命が進行して資本主義が発達し始め、東アジア地域に市場を求めて本格的な経済進出を開始する。西日本沿岸の漁民たちが、朝鮮半島沿岸水域に盛んに進出し始めたのもこの時期からであった。後の結果から見れば、そこで中心をなしていた日本国家の進路方針は、日本がどこの国からも干渉されずに韓国(1897年に「大韓帝国」となる)を支配できるようにすること、さらにその韓国を拠点として中国市場へ本格的に「進出」することであったといえる。日本はそのために、まず日清戦争によって朝鮮から中国の影響力を排除し、次いでロシア勢力の排除を目的に「日英同盟」と米国の支援を受けて日露戦争を始めたのである。



日本とロシアが歩行器につかまっている朝鮮の手を取り、自分の方に引っ張ろうとして互いに相手を睨みつけている。絵の下の文には「子供の養育をどちらがやるか?」とある。後ろの物陰からこの様子をじっとうかがっているのが英国である。

〔図9〕日清戦争後の日朝露3国関係の示す風刺画(ビゴ-画集『極東における古き英国』1895年刊より)